

## 令和5年度 事業計画

当協会は、膜構造に関する我が国における中核的団体として、膜材料・膜構造の性能向上、品質向上や安全性向上を推進し、膜構造を活用した安心で魅力のある空間づくりに貢献することにより、その健全な普及と発展を図るため諸活動を展開する。

令和5年度の活動の展開にあたっては、現下の社会情勢に的確に対応しつつ、新たな展開を含め膜構造の一層の普及と発展に向け、次の事項に視点を置き各事業の展開を図る。

- ① 建築基準法に定める基準、協会で定める技術標準などに基づき、膜材料・膜構造の安全性と品質の向上、適切な維持管理を図ること
- ② 膜構造の一層の普及に向け、膜構造の特性や利点についてのアピールを行うとともに、関係行政機関等とも協議・調整を行い、活用し易い環境づくりに努めること
- ③ 膜構造の低炭素性をはじめ環境面の性能アピールに向けた調査研究を推進しその認知度の向上を図るとともに、様々な環境規制の動きに対し的確に対応していくこと

### 1 品質及び技術水準の確保向上（技術向上事業）

- (1) 膜材料等及び膜構造建築物・テント倉庫建築物に係る技術標準等について、会員への周知を図り、品質の確保・向上を促すとともに、膜体加工工場の登録、膜施工管理技術者の登録、定期点検者の登録などを着実に推進する。
- (2) 会員の品質の高い膜材料等の供給に向け、引き続き品質管理の確実な実施を促すとともに、定期的に行う性能試験への補助、及び品質管理推進責任者の養成のためのJIS品質管理セミナーの受講への補助を行う。
- (3) 国土交通省が行う大臣認定を受けた建築材料に係るサンプル調査について、円滑な実施に協力し、認定材料の性能及び生産管理体制の確認を進める。
- (4) 空気膜構造建築物を含め、膜構造建築物の一層の普及と品質の向上を図るため、技術の継承に努め必要に応じ指導助言を行うとともに技術基準の普及・活用を図る。

### 2 技術発展のための調査研究の推進（調査研究事業）

- (1) 膜材料・膜構造等の一層の普及、新たな膜材料の円滑な供給を図るため、普及活用に向けた課題を分析し、告示の改正も含め基準の整備・見直しも視野に調査研究を行う。
- (2) 膜構造の一層の安全性及び品質の向上に向け、近年の自然災害における膜構造建築物の被害状況、定期点検報告に基づいた膜材料・膜構造の経年の影響分析状況などのデータを収集・分析し、膜構造の安全性向上への活用を図る。
- (3) 膜構造の環境面での優位性についての分析を進めるとともに、フッ素をはじめとする環境規制への適切な対応についての調査研究を推進する。
- (4) 膜構造の技術の発展や膜構造の特性を活かしたデザインの実現に向けて、学識者・設計者等と連携して調査研究を推進するとともに、「膜構造ジャーナル」において、投稿された研究論文、技術情報等を公開し活用を図る。
- (5) 膜材料等の出荷実績、膜構造建築物・膜天井等の事業実績に係るデータを整備するとともに、全国各地域における膜構造建築物等のストックデータを整備する。

- (6) 当協会が行ってきた既往の研究成果を、会員の事業展開に活用するとともに、膜材料・構造の一層の普及を図るため、協会ホームページなどにおいて公開していく。

### 3 普及情報事業の推進（技術情報事業）

- (1) 会員の資質の向上に資するため、膜構造等を取り巻く社会の要請、関連する最新の技術等に関する講演会、セミナー等を開催する。
- (2) 会員の技術の維持向上等を図るため、技術情報の会員への周知、会員向けの施設見学会、説明会等を開催する。
- (3) 膜構造の一層の普及を図るため、関係団体と連携し設計者、地方公共団体等の担当者等を対象とした見学会、講習会等を実施する。
- (4) 膜構造、膜材料等に係る情報発信、技術の維持向上等に係る協会の活動等の情報発信等を図るため、解説書等の刊行、ホームページ、メールニュースなどにおいて最新の情報提供を行う。
- (5) 協会及び会員の業務の向上に資するため、（一財）日本建築センター、（一財）建材試験センター、日本テントシート工業組合連合会、ATA Japan 等の関係団体との連携を図る。

### 4 性能評価等の行政代行事業等の適切な実施

- (1) 新たに開発された膜材料等の着実な供給、膜構造の整備における円滑な事業展開を図るため、指定性能評価機関として性能評価事業を適切に実施する。また、国土交通省が行う認定材料に係るサンプル調査に協力し、製品の性能や品質管理体制の再確認を通して一層の適切な制度運用を図る。
- (2) 定型的なテント倉庫建築物、膜構造建築物の円滑な整備を支援するため、指定認定機関として型式適合認定事業を適切に実施する。
- (3) 膜構造に関する新たな技術開発、製品開発等による膜構造建築物等の整備の実現を支援するため、協会の有する豊富な実績と能力を基とした技術審査事業を適切に実施する。

### 5 会員及び協会の発展・向上に向けたその他の事業

- (1) 指定性能評価機関・指定認定機関として公平性に留意しつつ、会員の拡大を図るとともに会員間の連携の推進、交流・親睦を図る。
- (2) 膜構造や膜材料を取り巻く課題の把握、会員種別等に応じた課題の把握に努め、必要に応じ、告示等の改正なども含め関係機関等との協議・調整を行う。
- (3) 関係諸団体との連携により円滑・確実に協会活動を推進するとともに、関係団体との交流を通じ膜構造の一層の普及を図る。
- (4) 海外諸団体との交流等を通じ、我が国の膜構造の発展、会員の事業展開の推進に資する。